



宮 崎 県 公 報

平成24年10月9日（火曜日） 第 2427 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………（障害福祉課） 1	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（ “ ” ） 1	
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令（伐倒駆除等）……………（自然環境課） 1	
○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令（移動制限・禁止）……………（自然環境課） 2	
○森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令（ “ ” ） 2	
○宮崎県内水面漁場管理委員会指示に基づく水域の範囲の指定……………（水産政策課） 2	
○道路の区域の変更（3件）……………（道路保全課） 3	
○道路の供用の開始（3件）……………（ “ ” ） 3	
○臨港地区の区域の案の縦覧……………（港湾課） 4	
正 誤	
○平成23年9月1日付け県公報（第2316号）中…………… 4	

告 示

宮崎県告示第 672号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成24年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
相 良 誠 二	串間市民病院	串間市	内科	平成24年10月1日
内 之 倉 康	医療法人社 団聖山会 川南病院	川南町	内科	平成24年10月1日
向 茂 雄	日南市立中部病院	日南市	眼科	平成24年10月1日

宮崎県告示第 673号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成24年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年 月 日
サンライト薬局 高本店	高原町	薬局	平成24年10月1日

宮崎県告示第 674号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第 4 項において準用する同法第 3 条第 5 項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成24年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

- (1) 区域
県内一円
- (2) 期間

平成24年10月15日から平成25年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (3) 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

、3に掲げる処置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、松くい虫駆除実施届出書を、速やかに3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。
- (3) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、松くい虫駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木の伐採跡地又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

宮崎県告示第 675号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成24年10月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

県内一円

(2) 期間

平成24年10月24日から平成25年10月23日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)に掲げる区域に存する松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させてはならない。

4 命令をしようとする理由

松くい虫の付着した伐採木等を移動することにより、当該伐採木等が感染源となって松くい虫による被害が一層拡大するおそれがあるため。

宮崎県告示第 676号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成24年10月9日

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、えびの市、日向市及び串間市並びに児湯郡高鍋町及び新富町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、えびの市、日向市及び串間市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町の役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成24年10月15日から平成25年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置のうち、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップーにより破砕する場合には、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 3に掲げる措置を1(2)に定める期間内に行った者又はその代理人は、特別伐倒駆除実施届出書を速やかに、3に掲げる松林の所在する市町村の長を経由して、当該市町村の区域を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に提出しなければならない。

(4) 西臼杵支庁又は農林振興局の長は、特別伐倒駆除実施届出書の提出を受けたときは、その届出者が3に掲げる措置を行ったことを確認して、損失補償金を交付する。

(5) 知事は、3に掲げる松林を所有し、又は管理する者が、1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

宮崎県告示第 677号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る平成23年6月16日付け宮崎県内水面漁場管理委員会指示第122号に基づく水域の範囲を次のとおり定め、平成24年8月13日付け宮崎県告示第559号は、廃止する。

なお、河川については、河川法（昭和39年法律第167号）に基づき国土交通大臣又は知事が指定した河川の名称を使用している。

平成24年10月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 一ツ瀬川水系の本流及び支流。ただし、杉安ダム、長谷ダム及び寒川ダムから上流の区域は除く。
- 2 大淀川水系の本流及び支流。ただし、古賀根橋ダム、綾南ダム及び広沢ダムから上流の区域は除く。
- 3 五十鈴川水系の本流及び支流
- 4 川内川水系の本流及び支流
- 5 耳川水系の本流及び支流。ただし、塚原ダム、宮の元ダム及び諸塚ダムから上流の区域は除く。
- 6 安楽川水系の本流及び支流
- 7 小丸川水系の本流及び支流。ただし、川原ダムから上流の区域は除く。
- 8 鳴子川水系の本流及び支流。ただし、門川防災ダムから上流の区域は除く。
- 9 五ヶ瀬川水系の本流及び支流。ただし、三ヶ所取水堰、西畑ダム、浜砂ダム及び下赤ダムから上流の区域は除く。
- 10 広渡川水系の本流及び支流。ただし、広渡川砂防ダム、日南ダム、黒荷田川砂防堰堤及び宿野頭土工から上流の区域は除く。

宮崎県告示第 678号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年10月 9 日から平成24年10月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月 9 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
	国道	国道 388号	東臼杵郡門川町上町四丁目32番地先から同郡同町大字門川尾末字竹ノ内2387番3地先まで	旧	5.6 ～ 16.3	95.6
				新	15.9～ 29.1	95.6

宮崎県告示第 679号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年10月 9 日から平成24年10月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月 9 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
22	県道	東郷西都線	日向市東郷町下三ヶ字一松露1748	旧	8.0 ～ 34.9	122.9

			番1地先から同市同町下三ヶ字雪車塚1987番5地先まで	新	8.0 ～ 38.9	122.9
--	--	--	-----------------------------	---	------------	-------

宮崎県告示第 680号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年10月 9 日から平成24年10月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月 9 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
226	県道	土々呂日向線	東臼杵郡門川町上町六丁目7番地先から同郡同町上町六丁目1番地先まで	旧	7.2 ～ 7.2	42.9
				新	11.7～ 14.3	42.9
			東臼杵郡門川町上町四丁目29番1地先から同郡同町上町四丁目18番1地先まで	旧	7.3 ～ 11.4	141.7
				新	10.3～ 14.3	141.7

宮崎県告示第 681号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年10月 9 日から平成24年10月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月 9 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 388号	東臼杵郡門川町上町四丁目32番地先から同郡同町大字門川尾末字竹ノ内2387番3地先まで	平成24年10月 9 日

宮崎県告示第 682号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年10月 9 日から平成24年10月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西 都線	日向市東郷 町下三ヶ字 一松露1748 番 1 地先か ら同市同町 下三ヶ字雪 車塚1987番 5 地先まで	平成24年10月 9 日

宮崎県告示第 683号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年10月 9 日から平成24年10月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
226	県道	土々呂 日向線	東臼杵郡門 川町上町六 丁目 7 番地 先から同郡 同町上町六 丁目 1 番地 先まで	平成24年10月 9 日
			東臼杵郡門 川町上町四 丁目29番 1 地先から同 郡同町上町 四丁目18番 1 地先まで	

宮崎県告示第 684号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第38条第 1 項の規定により臨港地区を定めたいので、同条第 3 項の規定により、当該臨港地区の区

域の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年10月 9 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 臨港地区の区域の案
延岡市熊野江町2453-16、2453-19、2453-25及び2447-1並びに2453-11の一部
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所
宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県県土整備部北部港湾事務所
- 3 縦覧期間
平成24年10月 9 日から平成24年10月23日まで

正 誤

平成23年 9 月 1 日付け県公報（第2316号）中

ページ	段 行	誤	正
6	右 44	4761-1	4761-1（次の図に示す部分に限る。）